昭和56年11月5日 595号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

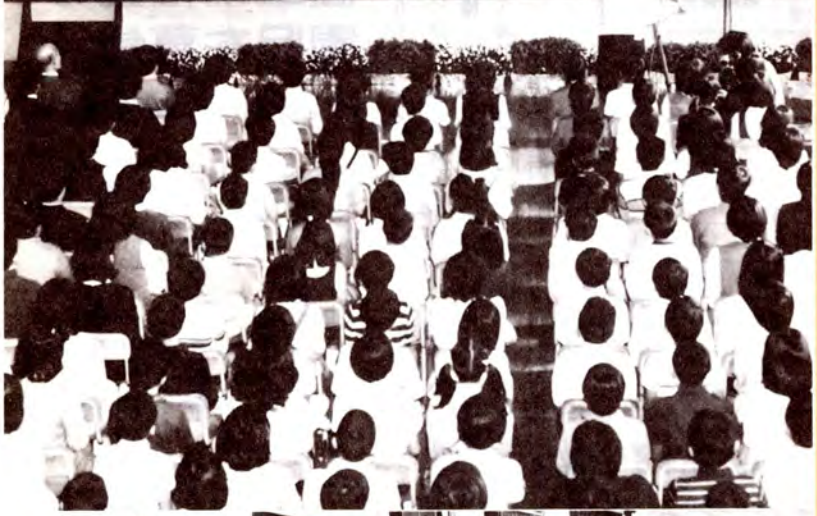

千桜小学校 ことしで創立百年

淡路・神田・芳林幼稚園も創立50年

千代田区立千桜小学校が、ことしで創立百年を迎えました。

これを記念して、十月十七日、加藤区長をはじめ、区議会議員、児童・教育関係者など多くのひとが参加して、記念式典が行われました。

千桜小学校は、明治十五年に、桜池小学校と千代田小学校の合併により開校され、それいらい、一万名を超える卒業生を送り出している名門校です。

また、区立淡路・神田・芳林の幼稚園では、ことしで創立五十年を迎えました。

このように、伝統ある千代田区教育の足跡をたどった「千代田区教育百年史」を現在、有料でお分けしています。

価格は、三巻一組で、一万二千八百円です。

希望する方は、千代田区教育委員会庶務課庶務係（区役所三階、☎二六四―〇一五一内線四一一）に申込んでください。

去る十月二十二日、東京地方を襲った台風二十四号により、被害を受けられた区民の皆様に、心からお見舞いを申しあげます。

千代田区長　加藤清政

災害救助法初の適用をうける

二十二日の台風の被害が発生したため、区では、直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握にあたりました。その結果、本区にはじめて災害救助法が適用され、罹災したみなさんには、早速区から、お見舞いが届けられました。

水害緊急相談窓口を開設

区では、被害を受けた方のために、区役所一階の区政案内相談コーナーに、「水害緊急相談窓口」を設けるとともに、二十七日から二十九日までの三日間、神保町出張所に「臨時総合相談窓口」を開設し、各種の相談に応じました。

家族が病気で世話ができないとき
痴呆性老人をお預りします

このほど、東京都では、痴呆性老人の短期保護制度を実施することになりました。これは、介護している家族が病気などで介護できなくなった時、おとしよりを一時的に施設にお預りするものです。

対象となるおとしよりは……
日常特別な介護を必要とする都内に居住するおおむね六十五才以上のひとで、介護する家族が病気や事故などのためその介護がうけられなくなったひと。

ただし、伝染病疾患のあるひとや入院治療を必要とするひとは、利用できません。

保護する期間…原則として七日間
保護する施設は…有隣ホーム（世田谷区船橋二―十五―三十八）
山水園（八王子市西寺方町三一三）
費用は…一日につき千三百円（生活保護世帯は無料となります）
施設への送り迎えは…家族でお願いします。
申込みは…医師の診断書と印かんをもって福祉課老人福祉係で。
問合せは…東京都福祉局老人福祉部計画課　☎212―五一一一内線27―229または、千代田区厚生部福祉課老人福祉係へ。

区立幼稚園の園児を募集
申込みは各幼稚園へ

昭和五十七年度の区立幼稚園の園児をつぎのとおり募集します。

応募資格　区内に住んでいて、つぎの年齢に当てはまること
・**三歳児**　昭和五十三年四月二日から、昭和五十四年四月一日までに生まれた幼児
・**四歳児**　昭和五十二年四月二日から、昭和五十三年四月一日までに生まれた幼児
・**五歳児**　昭和五十一年四月二日から、昭和五十二年四月一日までに生まれた幼児

申込書の配布　十一月二十五日(水)から、二十七日(金)までの午後一時から三時まで、各幼稚園で。
申込みの受付　十二月一日(火)から四日(金)までの四日間、午後一時から三時まで、各幼稚園で。
・申込むときは、世帯全員が記載されている住民票の写し一通を添えて、保護者が直接、幼稚園へ申込んでください。
・申込みは、一人一園です。二園以上申込んだ場合は、無効となりますので、ご注意ください。
問合せ　各幼稚園まで

●募集する区立幼稚園

幼稚園	募集人員		電話番号
	3歳児	4・5歳児	
番町	40人	若干名	263-3725
麹町	40人	若干名	263-7330
富士見	40人	若干名	263-1009
九段	40人	若干名	263-0567
永田町	20人	若干名	581-7783
錦華	40人	若干名	291-3835
淡路	20人	若干名	251-0768
神田	40人	若干名	252-2006
千桜	40人	若干名	256-1709
小川	20人	若干名	294-0318
西神田	40人	若干名	263-6609
今川	40人	若干名	862-3773
芳林	40人	若干名	251-4949
佐久間	20人	若干名	866-9938

・各幼稚園の通園区域は、小学校の通学区域です。

☎
区長にひとこと電話でどうぞ
「ハイ！区長です」
☎264―0151
11月は16日(月) AM10―11:30

国民健康保険
申告を忘れていませんか

国民健康保険料均等割額の減額

国民健康保険の保険料については、所得の低い被保険者の負担を軽くするため、保険料の均等割額を減額することが出来ます。

減額の対象となるのは、前年中の所得（世帯合算額）が、一定の基準以下の場合です。

この場合、前年中の所得により判定しますので、区民税の申告が免除されているひとでも、申告が必要となります。

問合せ　国民健康保険課

高額医療費の支払いに困ったことはありませんか

千代田区社会福祉協議会では、国保の加入者のみなさんが、高額医療費の支払いに困ったとき、その支払いに相当する額（最高五十万円）をお貸ししています。

申込みの際に必要なものは、①国民健康保険証、②医療機関の医療費明細書または請求書などで同月内の全保険診療の内訳がわかるもの、③印かん、です。

対象　国民健康保険加入者
返済　療養費が支払われたとき
問合せ　国民健康保険課、または千代田区社会福祉協議会

中小企業年末資金と勤労者生活資金

これから年末にむけて、なにかとお金が必要となる時期をむかえます。資金ぐりに困ったときなど、区の各種資金をご利用ください。

中小企業年末資金

貸付額　200万円まで

中小企業を経営しているひとを対象に融資あっせんをします。

受付期限は十一月二十日㈮までですので、お早めにどうぞ。

貸付額　二百万円以内

利　率　年五・五〇%（本人負担分）

返済方法　一か月据置後、十か月以内の均等返済

融資目標額　五億二千万円

貸付が受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営しているひと

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいるひと

③最近一年間の事業税または住民税を完納しているひと

④区内（やむを得ない場合は都内または隣接県内）に住む、確実な連帯保証人がいるひと（法人の場合は代表者個人の連帯保証）

なお、個人で他の保証付融資を受けていないときは、保証人がいなくても融資が受けられる場合もあります。

必要書類（それぞれ一部づつ）

①申込書

②事業税（事業税非課税のときは住民税）の納税証明書

③前年度の決算書

④決算期以降最近までの試算表

⑤登記簿謄本

受付期限　十一月二十日㈮まで（ただし、融資目標額になり次第締切ります）

勤労者生活資金

貸付額　30万円まで

中小企業に勤務しているひとを対象に、受付は、いつでも行っています。

貸付額　三十万円以内

利　率　年五・五七%（本人負担分）

返済方法　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

貸付が受けられるひと

①中小企業（区外を含む）に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと（在勤者）

②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二十歳以上のひと

④連帯保証人がいるひと

⑤前年度の住民税を完納しているひと

⑥すでにこの資金の貸付を受けているときは、その全額を返済しているひと

中小企業年末資金と勤労者生活資金の申込み・問合せは商工課融資係へ

年末調整説明会

区と麹町・神田両税務署では、源泉所得税の年末調整の方法と、給与支払報告書、法定調書の作成についての説明会を開催します。

なお、大口徴収義務者（百人以上）への給与支払報告書、法定調書、扶養控除申告書などの用紙は、十一月十一日㈬と十二日㈭の午前十時から午後四時の間に、麹町・神田両税務署一階ロビーでお渡しします。

くわしいことは、つぎのところへ問合せてください。

年末調整・法定調書のことは
麹町税務署　☎294―四五五一

給与支払報告書・特別徴収のことは
神田税務署　☎294―四八一一
区役所税務課課税第一係

年末調整説明会

●麹町地区　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

日時		対象地域	会場
11月13日㈮	午前	丸の内二丁目	日本工業クラブ 丸の内1-4-6 （☎281-1711）
	午後	有楽町	
11月16日㈪	午前	飯田橋、番町、富士見、北の丸公園	
	午後	九段南、九段北、一ツ橋	
11月17日㈫	午前	丸の内三丁目、日比谷公園、千代田	千代田区公会堂 九段南1-6-7 （☎261-9540）
	午後	内幸町、霞が関一～二丁目	
11月19日㈭	午前	丸の内一丁目、霞が関三丁目	日本工業クラブ 丸の内1-4-6 （☎281-1711）
	午後	大手町	
11月20日㈮	午前	平河町、永田町、紀尾井町	東條会館 麹町1-4 （☎265-5111）
	午後	麹町、隼町	
11月24日㈫	午後	官公庁	

●神田地区　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

日時		対象地域	会場
11月18日㈬	午前	岩本町、鍛冶町、北乗物町、紺屋町、富山町、西福田町、東紺屋町、東松下町、美倉町	千代田区公会堂 九段南1-6-7 （☎261-9540）
	午後	内神田、錦町	
11月19日㈭	午前	猿楽町、駿河台、三崎町	
	午後	和泉町、佐久間町、佐久間河岸、花岡町、練塀町、東神田、神田平河町、松永町	
11月20日㈮	午前	淡路町、小川町、多町、司町、一ツ橋、美土代町	
	午後	神保町、西神田	
11月24日㈫	午前	須田町、外神田	神田共立講堂 一ツ橋2-2-1
	午後	全地域（指定日に出席できなかったひと）	

※各会場とも駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

納期のおしらせ

所得税第2期分

納期限は11月30日㈪です

お送りした納付書で、お近くの金融機関または郵便局へ納めてください。

納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

現在、口座振替を利用しているひとは、預金残高をお確かめください。

問合せ
麹町税務署　☎294―4551
神田税務署　☎294―4811

住宅資金融資あっせん

受付期間　11月19日～30日

この制度は、区内に住宅を建築（新築、増築）したり、購入、あるいは、ブロック塀を改修しようとする場合、その資金の一部を低利な条件で融資あっせんするものです。

区民はもちろんのこと、千代田区外に住んでいても区内に親族が住んでいれば利用でき、また、法人でも利用できるなど、千代田区ならではの制度です。

申込みの受付期間は、十一月十九日(水)から十一月三十日(月)までです。

なお、今回の融資枠は、一億八千万円です。

☆対象となる住宅

融資の対象はつぎのとおりです。

■専用住宅

自己用住宅

・新築　住宅の面積が四十～百六十五平方㍍

・購入　新築で住宅の面積が四十～百二十平方㍍

・増築　居住部分が七平方㍍以上で増築部分を含めた住宅の総面積が四十～百六十五平方㍍以内

賃貸用住宅　一戸あたりの住宅専用面積が、三十～八十二平方㍍（自己用部分については四十～百六十五平方㍍を限度とした住宅部分の面積。老人世帯等を含む二世帯住宅の場合は、百二十平方㍍から五十平方㍍を限度とした居住部分の面積

賃貸用住宅

四百二十平方㍍を限度として、つぎの①②③の面積の合計

①各戸の住宅専用部分の総面積

②自己の居住用部分を有する場合は、自己用住宅専用部分の総面積

③共用部分を有する場合は、①の面積の十分の一を限度とした面積

☆償還の方法

償還期間は、融資金の全額融資が完了した翌日から起算し、二十年以内の元利均等の月賦償還です。

☆利率及び利子補給

新築・購入・増築、ブロック塀の改修

利率　八・三四％

本人負担率　六・三四％

賃貸用住宅

利率　九・六〇％

本人負担率　七・六〇％

償還期間の前半期にわたり、融資を受けた方の申請に基づいて、区が、利子補給（年二％）を行います。

☆特例対象者への措置

つぎにあてはまるひとには、その内容により、利子補給の割増し、居住期間や抽せんの免除など、特別な配慮がされます。

・区立・区営住宅、都営住宅から出るひと

・公共事業により立退くひとや、災害にあったひと

・心身に障害のあるひと（同居を含む）

・六十歳以上の親と同居するひと

・共同建築をするひと

☆申込みに必要な事項

必要な書類

・いずれの申込みにも必要な書類

①住宅資金あっせん申込書

②世帯全員の住民票の写し

③昨年度住民税の納税証明書

・親族が区内にいる区外居住者が申込む場合は　戸籍抄本

・賃貸用住宅に申込む場合は　設計図書、および略設計図

・法人が申込む場合は　登記簿謄本

連帯保証人

住宅保険に加入できない住宅、ならびに賃貸用住宅申込者は必要

☆申込方法

申込みのしおりの配布

十一月十一日(水)から、区民部住宅課、区政案内相談コーナー、各出張所の窓口で配布します。

申込書の配布と受付期間

申込書は、十一月十一日(水)から住宅課で配布し、十一月十九日(水)から三十日(月)まで受付けます。

受付場所・問合せ　区民部住宅課

単身者（老人・身体障害者）の申込みができます

区立住宅 あき家 入居者募集

収入基準も緩和

区立住宅（富士見・水道橋・猿楽町住宅）あき家入居者を募集します。

申込資格

・昭和五十五年十一月十八日以前から引続き区内に住んでいること（住民票で確認できること）

・住宅に困っていること

・同居する親族がいること（入居できる人員は二名で、未就学児童がいる場合には三名まで。ただし、猿楽町住宅の二戸については二～三名で、未就学児童がいる場合には三～四名まで）

また、単身者であっても、つぎに該当するひとは、申込みができます。（ただし、身体上、精神上の理由により、常時介護を必要とするひとは除きます）

①六十歳（女性は五十歳）以上のひと

②身体障害者手帳を持っている四級以上のひと

③戦傷病者など、決められた要件に該当するひと

・応募世帯の昭和五十五年中の所得（給与所得者は給与所得控除後の額）が五十一万五千円以上、百四十三万円以内のこと（ただし、同居者または、税法上の扶養親族一名につき二十九万円を加算します。また、老人扶養、障害者、老年者または寡婦控除に該当する場合は、それぞれ特別控除を加算できます）

㊟なお、区営住宅の入居資格、収入基準は変更ありません。

申込書の配布　申込書は、十一月九日(月)～十八日(水)、各出張所、住宅課、区政案内相談コーナーの窓口で配布

申込方法　申込書に必要事項を記入し、収入証明書を添えて、住民登録のある出張所に申込みを。

受付期間　十一月十二日(木)～十八日(水)、午前八時三十分～午後五時（土曜日は正午まで）

抽せん日時　十一月二十六日(木)、午前十時から区役所六階会議室

入居予定日　十二月中旬以降

問合せ　区民部住宅課

●募集する区立住宅のあき家

住宅名（所在地）	募集	間取	使用料（月額）
富士見住宅（富士見 1-11-10）	8戸	1K	9,800円
水道橋住宅（三崎町 2-22-12）	3戸	1K	11,200円
	1戸	1DK	12,300円
猿楽町住宅（猿楽町 1-6-9）	1戸	2K	12,400円
	1戸	2DK	13,100円

※いずれの住宅も浴室はありません。

都営住宅 あき家 入居者募集

都営四番町第三アパート（三戸）と飯田町アパート（一戸）の地元割当分の入居者を募集します。

この募集は、千代田区内にある都営住宅のあき家について、その一部を地元千代田区に割当てられるものです。

募集するアパートの内容

・四番町第三アパート（四番町六番地）＝小世帯（二人）用＝1DK（六畳）三戸

使用料は一万三百円

・飯田町アパート（飯田橋二―一―一）＝一般世帯用＝2K（六畳、四・五畳）一戸

使用料は一万一千四百円

申込資格

・申込者本人（成人に限る）が、申込みのときに千代田区内に居住しており、そのことが住民票で確認できること

・同居する親族がいること

・収入が、公営住宅法に基づく一定の基準内であること

申込用紙の配布　申込書は、十一月九日(月)から十八日(水)まで、各出張所、住宅課、区政案内相談コーナーの窓口で配布します。

申込方法　申込書に必要事項を記入し、収入証明書を添えて、住民登録のある出張所へどうぞ。

受付期間・受付時間　十一月十二日(木)から十八日(水)、午前八時三十分～午後五時（土曜日は正午まで）

抽せん日時　十一月二十六日(木)、午前十時から区役所六階会議室

入居予定日　十二月中旬以降

問合せ　区民部住宅課

換気・排煙設備や非常用照明装置　検査を受けて報告を

建物の防火・避難上の安全性が確保され、しかも、衛生的であるためには、建築設備の適正な維持管理が大切です。

そこで、建築基準法には、毎年定期的に、換気や排煙設備、非常用照明装置についての検査結果を区に報告するように定められています。

報告が必要な建築設備の所有者や管理者は、法で定められた検査者の検査を受け、その結果の報告書を提出してください。

提出先　㈶日本建築設備安全センター　☎591―二四二一

問合せ　前記センターか区役所建築課設備審査係へ。

●定期報告が必要な建築設備とその建築物の範囲

報告が必要な設備	建築物の用途	建築物の規模
換気設備 排煙設備 非常用の照明装置	学校	1,000㎡をこえるもの
	病院・診療所	200㎡をこえ、かつ3階以上の階に患者の収容施設を有するもの
	自動車車庫	500㎡をこえるもの
	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	100㎡をこえるもの
	百貨店	3,000㎡をこえ、かつ、階数が3以上のもの
	マーケット	1,000㎡をこえるもの
	公衆浴場	200㎡をこえるもの
	ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎	200㎡をこえ、かつ、階数が3以上のもの

※建築物の規模に示した面積は、その用途に供する部分の面積です。

千代田区ビデオ広報
わたまち千代田
第20号（11月号）
11月9日放映開始
●おめでとう千桜小100年
●千代田まつり開かる
●区民の声を区政へ
―区政懇談会―
●ことしは国際障害者年

おしらせ

保健所だより

■**療育相談**
とき　11月19日(木)、12月17日(木)午後2時～3時
ところ　麹町保健所
内容　専門医による相談と診察
対象　身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
申込み　麹町保健所☎212－7814

■**食事療法の相談**
とき　11月27日(金)午後10時～午後3時
ところ　麹町保健所分室（富士見2－2－14）
対象　食事療法を必要とするひとやその家族5名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814

■**食生活展**
食生活のなかでの塩の役割や、塩のとり方と健康についてなどを考えてみます。
とき　12月1日(火)、午後1時～4時、2日(水)、午前10時～午後4時
ところ　麹町保健所
内容　塩についてのパネル展示と献立展示、栄養相談コーナー
問合せ　麹町保健所☎212－7814

■**子宮がん検診**
とき　12月3日(木)午後1時
ところ　東京都がん検診センター
対象　区内に住む30歳以上の女性20名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814

■**乳がん検診**（予約制）
とき　12月7日(月)午後1時30分から
ところ　麹町保健所
対象　区内に住む30歳以上の女性
なお、生理の始まる一週間前から、生理が終るまでの期間は受診できません。また、受診するときは、上半身が脱衣できる服装でおいでください。
定員　30名（先着順）
受診料　無料
申込み　麹町保健所☎212－7814

■**家庭看護教室**
とき　12月11日(金)午後1時30分～3時30分
ところ　富士見区民会館
内容　乳幼児の救急看護
対象　区民で希望するひと
申込み　麹町保健所☎212－7814

■**栄養相談**
とき　11月27日(金)、12月11日(金)午後1時～3時30分
ところ　神田保健所
対象　食事療法を必要とする区内在住・在勤者5名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641

■**胃の集団検診**
とき　12月10日(木)午前10時～11時
ところ　東京都がん検診センター
対象　35歳以上の区民26名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641

■**神田保健所が移転**
神田保健所は、庁舎の改築工事を行うため、11月から、中央大学会館内に仮庁舎を設けて、業務を行っています。仮庁舎で行う業務は従来どおりです。
移転先　中央大学会館一階（神田駿河台3－11☎291－3641）
移転期間　昭和56年11月～昭和58年3月末日（予定）
問合せ　神田保健所☎291－3641

児童館だより

■**劇をみよう！**
11月21日(土)午後3時から「たべられた山姥」を人形劇団にれのき公演
四番町児童館　☎234－3084
麹町児童館　☎262－1040
11月14日(土)午後3時～「大空を飛ぶ気球のように」
富士見児童館　☎253－6021
11月28日(土)午後2時から「サザエさんシリーズ」から2本

総合体育館 ☎256－8444

■**親子体操教室**（5日間）
とき　11月25日から12月23日までの毎週水曜日、午後2時～3時30分
ところ　総合体育館主競技場
参加資格　区内に住む3歳以上の未就学児童とその親
定員　40組
参加費　無料
申込み・問合せ　総合体育館へ。

区立総合体育館　第3日曜日は区民無料開放日
11月は15日です
ご家族おそろいで、トランポリンや卓球などでお楽しみください。

老人福祉センター ☎265－3981

■**第15回ことぶき学級**（5回）
今回は、「日本の美」がテーマです。
とき　11月21日(土)、25日(水)、12月1日(火)、5日(土)、8日(火)、午後1時30分～3時30分
テーマ　日本の美（絵画、陶芸、建築、庭園を通じて）
対象　60歳以上の区民や関心のあるひと
申込み　11月12日(木)から直接センター窓口で受付けます。（一日だけの受講もできます）
なお、センターを利用したことのないひとは、電話でも受付けます。

■**年賀状づくり教室**（4回）
来年の干支は戌です。そろそろ年賀状づくりの準備をしてみませんか。
とき　11月18日から12月9日までの毎週水曜日、午前10時～正午
募集人員　20名
申込み　11月9日(月)から、先着順にセンター窓口で受付けます。
なお、センターを初めて利用されるひとのみ、電話でも受付けます。（昨年参加したひとは、定員の余裕があれば、12日(木)から受付けます）

■**映画会**
とき　11月28日(土)午後1時30分
上映作品　「約束」（岸恵子、萩原健一主演）

区立施設巡回バス

・11月2日から神田地区の時刻表が変わりました。
・新しい時刻表は、出張所や区役所などでどうぞ。

寄付
社会福祉事業資金として
金30万円
神田和泉町1－1　久保田　喜三郎様

ごあんない

■**区民園芸講座**
とき　11月18日(水)午後2時～4時
ところ　区役所4階会議室
内容　蘭の管理と手入れ
定員　60名（先着順）
対象　区内在住者
申込み・問合せ　11月5日(木)から電話で、環境課環境係へ。

■**あなたの街で区民相談**
11月20日万世橋区民会館で
みなさんの必配ごとや悩みごとの相談に応じている区民相談を、万世橋区民会館で行います。
困っていることなどがありましたら、お気軽においでください。
とき　11月20日(金)、午後1時～4時（受付は3時まで）
ところ　万世橋区民会館
相談内容　法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般
問合せ　広報課区民相談係

みんなでスポーツを

■**スキー講習会**―北海道などで―
●**志賀高原熊の湯**
・一般の部
とき　昭和57年1月2日(土)～7日(木)（2日午後11時区役所前出発）
ところ　志賀高原熊の湯スキー場
参加資格　区内在住・在勤者（中学生以上）
募集人員　100名（先着順）
参加費　2万9千500円
・少年の部
とき　昭和57年1月2日(土)～7日(木)（2日午後11時区役所前出発）
ところ　志賀高原熊の湯スキー場
笠越ロッジ（一般の部と宿は別）
参加資格　区内在住の小学校3年生から6年生まで
募集人員　35名（先着順）
参加費　2万8千円（3日～6日の昼食代と6日の夕食代を含む）

■**菅平青年スキーのつどい**
とき　昭和57年1月29日(金)～31日(日)（29日午後7時区役所前出発）
ところ　長野県菅平スキー場
参加資格　区内在住・在勤者
募集人員　100名（先着順）
参加費　1万6千円

■**北海道札幌**
とき　昭和57年2月11日(木)～14日(日)（11日午前6時30分羽田空港札幌行カウンター前集合）
ところ　札幌近辺各ゲレンデ（テイネ、札幌国際スキー場ほか）
参加資格　区内在住・在勤者で中級程度（ブルークターンのできるひと）以上のひと
募集人員　45名
参加費　4万9千500円（3泊3朝食付）
申込み　11月5日(木)・19日(木)、区役所4階会議室で抽選

国民年金

通算老齢年金を
ご存じですか
この制度は、ひとつの年金制度で、年金を受ける資格期間を満たすことができない場合、各公的年金制度の加入期間を合せて、20年（国民年金をふくめないで通算する場合）または、25年（国民年金を含める場合）の期間をふくめて通算する場合）の期間を満たせば、年金が受けられるものです。
くわしいことは、国民年金課へ問合せてください。

■**国民年金の巡回相談**
なんでもご相談ください

年金の保険料のこと、福祉年金や障害年金など、お気軽にご相談ください。
とき・ところ
・11月9日(月)　和泉橋区民会館
・11月10日(火)　区役所国民年金課
・11月11日(水)　万世橋区民会館
・11月12日(木)　富士見区民会館
・11月13日(金)　神保町区民会館
・11月16日(月)　神田公園区民会館
・11月17日(火)　番町区民会館
いずれも午前10時～午後4時
問合せ　国民年金課

11月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　（昼）印は午後5時まで　（夜）印は午後5時～10時

8日	広瀬クリニカ	☎234-1357	一番町21 ルミナス一番町101号
	藤ノ木医院	☎256-6844	神田東松下町34
15日	都築医院	☎261-7116	九段北1－5－5 ニューハイツ九段1階
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
22日	永井医院	☎261-1777	九段南4－6－13
	鈴木医院	☎256-0607	鍛冶町2－8－5
23日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	（昼）千代田内科クリニック	☎256-9491	神田鍛冶町3－3
	（夜）同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
29日	柳下医院	☎261-1261	平河町1－7－14
	武田医院	☎866-1656	神田和泉町1

夜間・休日の急病は
消防庁テレホンサービス ☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

震度6を体験してみませんか
起震車じしん号
じしん号のシンボンマーク
乗車記念に差上げます
申込みは防災課まで

青果物消費者サービスデー
11月5日(木)・19日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
11月13日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
11月11日(水)・25日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

大気汚染による呼吸器系の病気にかかったとき

区には在住・在勤（在学）者が大気汚染により気管支ぜん息など呼吸器系の病気にかかったとき、治療費などを補償する、「公害健康被害補償制度」があります。

患者として認定されると、無料で治療が受けられるほか、その病気の程度に応じていろいろな補償が受けられます。

対象となる疾病と在住・在勤・在学期間は左の表のとおりです。

●指定疾病と在住・在勤・在学期間

疾病名	在住者	通学・通勤者
慢性気管支炎	2年以上（6歳未満は1年以上）	3年以上（6歳未満は1年6か月以上）
気管支ぜん息	1年以上（1歳未満は6か月以上）	1年6か月以上（1歳未満は9か月以上）
ぜん息性気管支炎		
肺気しゅ	3年以上	4年6か月以上

認定の申請は区役所へ

この補償を受けるためには、申請をして、患者に認定されることが必要です。つぎのものを持参して手続きをしてください。

・現在治療を受けている医療機関の診断書
・住民票（無料で交付されます）または、在勤・在学証明書
・印鑑

申請があると区では、問診や検査などを行い、認定審査会にはかります。そして、大気汚染によるものと認定されるとその程度に応じて、補償が受けられます。

補償の種類

この制度では、医療費、療養手当、障害補償費、児童補償手当、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料などの補償が受けられます。

くわしい制度の内容や、補償の具体的な内容などは、保健衛生部保健課へ問合せてください。

ネズミのいっせい駆除

11月18日～24日

区では、清潔な環境づくりと伝染病の予防のため、十一月十八日(水)から二十四日(火)までの七日間、ネズミのいっせい駆除を行います。

ネズミ退治は、地域ぐるみでいっせいに行うことが、もっとも効果的です。

ネズミ駆除薬剤は、町会を通じて各家庭に配布します。

薬剤を使用するときは、薬剤といっしょに配布する説明書をよく読んでください。

なお、ネズミ取器も無料で貸出していますので、希望するひとはいつでもご連絡ください。

問合せ 保健衛生部管理課衛生係

地域ぐるみで清潔な街に

あなたの経験と知識を生かしてみませんか

高齢者事業団へどうぞ

高齢者事業団は、定年で勤めをやめたり、高齢のため就職が難しいひとが会員となり、現役時代に取得した知識や経験を生かして仕事をする公益性のある団体です。

本年二月に設立し、八月に、社団法人・シルバー人材センター・千代田区高齢者事業団となりました。

会員になりませんか

事業団は、単なる同好者のグループではありません

高齢化社会を迎え、「生きがいの充実」「福祉の増進」をはかり、高齢者の能力を生かした地域社会づくりの寄与を目的としています。

事業団は、職業紹介や就職のあっせん機関ではありません

就職は望まないが、何か仕事をし報酬を得たいというひとに、ふさわしい仕事を事業団が請負い、会員の希望にそって、みんなで従事します。

会員には、誰でもいつでもなれます

おおむね六十歳以上のひとで、健康であれば、特別の資格や難かしい手続きはいりません。希望するひとは、事業団にご連絡くださるか、事務所（区立老人福祉センター七階）へ直接おいでください。すぐ入会できます。

仕事はありませんか

こんな時、ご一報ください

・新たに、ひとを雇うほどではないが、決った時間内に一定の仕事に従事するひとがほしいとき
・高齢者に適した、臨時的な仕事があるとき

こんな仕事をひき受けています

電話の受付け、集会室・倉庫の管理、宛名・賞状・挨拶文書き（筆、ペン書可）、和服仕立、着物着付、植木と庭の手入れ、ドアー・戸車などの修理、など。

仕事の発注は

事務所に直接おいでになるか、電話でお願いします。

仕事の発注や入会は

社団法人シルバー人材センター・千代田区高齢者事業団へ。

千代田区神田神保町二—二十（区立老人福祉センター七階）

☎234—〇〇二八・〇〇二九

家庭内の心配ごとは福祉事務所の相談へ

現代社会は、人間相互の結びつきが弱まり、それが、家庭内の人間関係にまで影響をおよぼしているといわれています。

そうしたことから、区では、家庭内での心配ごとや悩みごと、あるいは、こどものことや母子家庭のことなどについて、つぎのような相談をひらいています。

お気軽にご利用ください。

相談場所 厚生部福祉事務所相談係（区役所二階）

●相談の種類

相談名	相談日・相談時間	相談内容
家庭相談	月・水・金曜日 午後1時～5時	家庭内のもめごとや人間関係について
児童相談	月・木曜日 午前9時～正午	児童に対する保護や福祉について
母子婦人相談	日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）	母子・婦人の福祉に関する問題について